

院内製剤の医療行為への使用等についてのお知らせ

当院では、「院内製剤」※等の医療行為への使用状況について、以下の一覧のとおり、お知らせします。

「院内製剤」については、使用の必要性、有効性・安全性等の面から問題がないか等を院内で十分に審議、承認したうえで使用することとしています。

別途、説明・同意書により患者さんの同意をいただく場合もありますが、説明・同意書を用いない薬剤につきましては、この掲示により同意をいただいたものとさせていただきます。

ご不明な点がある場合は、主治医にお尋ねください。

※主に保険医薬品ではないが医療上必要とされ、医学会のガイドライン等に従い病院内において医師の申請により薬剤師が調製する製剤であり、それぞれの医療機関内ですべて消費されるもの（保険医薬品を混和するなどして剤形を変更するものも含まれます）。

院内製剤等一覧

製剤名	診療科	用途
ボスミン入り4%キシロカイン液	消化器内科 ・外科	経鼻的上部消化管内視鏡検査前処置
3%酢酸水溶液	婦人科	コルポスコピー検査
50%塩化第二鉄溶液	婦人科	膣部の止血
キシロカイン・アズノール含嗽水	外科	化学療法剤使用に伴う口内炎